CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.３４

**European Union of Supported Employment’s (EUSE) response to**

**Draft General Comment on the Rights of Persons with Disabilities**

**in relation to the discussion on Article 27 to the UNCRPD**

**障害者の権利に関する第27条の一般的意見（案）に対する**

**欧州援助付き雇用連合（EUSE）から国連障害者権利委員会への回答**

　（JD仮訳）

**はじめに**

**欧州援助付き雇用連合**（EUSE）は非政府組織で、欧州全域での援助付き雇用の発展を促進するため、1993年に設立されました。援助付き雇用は、身体、学習、精神、知覚、目に見えない障害等を持つ人々が、自分の属するコミュニティで経済的、社会的に活動するために、適切な継続的支援を受け、統合された環境の中で、自分自身の選択で真の雇用機会を得られるように支援するものです。

EUSEは、援助付き雇用モデルの促進、援助付き雇用の優れた実践例に関する情報や知識の交換、及びモデルとなるサービスの開発を通じてこの目的を達成するために活動しています。EUSEはヨーロッパ及び世界的レベルで、他の団体や組織とネットワークを構築するためのプラットフォームを提供しています。EUSEは欧州全域の19の全国的な団体を代表しています（[www.euse.org](http://www.euse.org) ）。

EUSEは、第27条の一般的意見について回答を提出しました（2021年3月）。ここをクリックしてください（[click here](http://euse.org/images/Joint_Message_on_Inclusive_Labour_Market_in_Europe.pdf)）。

EUSEは、第27条の一般的意見に関する協議の一環として提出されたウィーン宣言（万人のための雇用：国連障害者権利条約（UNCRPD）推進の戦略 “Employment for All - Strategies for the Implementation of the UNCRPD” 2018）を共同で提唱しました。ウィーン宣言の内容はここをクリックしてください。（[click here](http://euse.org/images/Vienna_Declaration-EN.pdf)）

EUSEは、インクルーシブ労働市場連合（ILMA）の創設メンバーでもあり、インクルーシブな雇用に関する共同声明を作成しました。（[click here](https://euse.org/about/joint-message-on-inclusive-labourmarket-in-europe)）

援助付き雇用のモデルは国際的に認知されており、UNCRPD第27条「労働と雇用の権利」とも合致・適合しています。

**援助付き雇用の定義**は、障害者やその他の不利な立場にある人々が、**一般労働市場**において**有給雇用を確保し、維持**するための支援を提供することです。

EUSEはUNCRPD第27条「労働と雇用の権利」を全面的に支持していますが、障害者はいまだに一般労働市場において著しく存在感が薄く、同等の雇用の権利と条件を受け取っておらず、法的保護もなく、インクルーシブな職場で働いていないことを認識しています。さらに、COVID-19が障害のある労働者や求職者の健康や福利に不均衡な影響を及ぼしています。

EUSEは、労働と雇用への障害者の権利に関する第27条の一般的意見（案）の論拠と勧告を歓迎し、強く支持します。障害者が労働市場から排除されている状況に終止符を打ち、持続的な失業状況に取り組むためには、早急に行動を起こさなければなりません。

労働と雇用への障害者の権利に関する第27条の一般的意見（案）は、EUSEが提出した提言の多くを含んでいます。

第27条の一般的意見（案）に対して、EUSEは以下の点を検討するよう強調します

* 複雑な障害のある人々は、失業、差別、搾取、分離の恐れが最も高くなっています。締約国は複雑な障害のある人々がすべての障害者と同等に扱われることを保証し、法律、政策、実践に関して特別な配慮を提供しなければなりません。
* 援助付き雇用のモデルは、上記のように、障害者、雇用主、家族・介助者に支援を提供し、インクルーシブな一般雇用への道筋として検討されるべきものです
* 締約国は、援助付き雇用モデルを自国の法律に記載するか、少なくともその手段と原則に従って援助付き雇用を推進できるようにプロジェクトを立ち上げるべきです。全ての障害者やその他の弱者が、本人とその職場環境が必要とする限り、個別のサポートを受けながら有給で仕事をする権利を確実なものとするのです。
* 締約国は、障害者のためのプログラム（職業訓練、インターンシップ、実習等）の提供において、高い質を確保する必要があります。質の高いプログラムおよびサービスは、雇用の成果を向上させることにつながります。品質基準モデルの一例として、EUSEの援助付き雇用品質フレームワーク（Supported Employment Quality Framework：SEQF)があります。SEQFの詳細については、ここをクリックしてください。（[click here](https://euse.org/news/se-quality-framework-seqf)）

詳細情報についての連絡先：

European Union of Supported Employment

E: info@euse.org or karen.warson@suem.be (事務局)

W: [www.euse.org](http://www.euse.org).

（翻訳：香山千加子、春名由一郎）